

「児童手当 現況届」の記入方法について

◎ **6月1日現在の状況を現況届の太枠内にご記入ください。**

受給者欄①～④をご記入ください

- ① 提出日をご記入ください。
- ② ★加入年金欄(1)～(2)について
 - (1) 受給者が加入している年金の種類にチェックをつけてください。
※加入年金がどれに該当するかわからない場合は、下記の例を参考にしてください。
 - (2) (1)で A:厚生年金にチェックをつけた方のうち、【A:私立学校共済 B:国家公務員共済 C:地方公務員共済】に該当する方のみチェックをつけてください。※該当しない方はチェック不要です。
- ③ 受給者の氏名を必ず消せないボールペンで自署してください。
- ④ 受給者の令和4年1月1日時点の住所が、江戸川区外の場合のみ記入してください。

国民年金の加入手続きはしているが、保険料は支払していない。

生活保護を受給していて、国民年金の保険料の免除申請をしている。

児童手当の受給者になっているが、健康保険は家族の扶養に入っている。

1 国民年金

会社を退職し、今後は国民年金に加入予定だが、まだ手続きしていない。

生活保護を受給しているが、国民年金の保険料の免除申請をしていない。

健康保険は任意継続で加入しているが、国民年金には加入しない。

2 未加入

配偶者欄・児童欄⑤～⑨をご記入ください

- (配偶者欄) ⑤ 配偶者の生年月日をご記入ください。
- ⑥ 配偶者の職業・公務員の場合は勤務先、共済組合員証(保険証)の有無をご記入ください。
- ⑦ 配偶者の現住所が受給者と異なる場合、「現住所」に記入してください。
配偶者の令和4年1月1日時点の住所が江戸川区外の場合、「令和4年1月1日の住所」に記入してください。
- (児童欄) ⑧ 児童と「同居・別居」のいずれかに○をつけてください。
- ⑨ 児童と「別居」に○をつけた方のみ、令和4年6月1日時点の児童の住所をご記入ください。

添付書類欄⑩をご確認ください

- ⑩ 添付書類欄に記載がある場合には、現況届と一緒に提出ください。

例

『**養育事実の同意書**』(対象の方には様式を同封しています)
● **お子様の属する世帯の世帯主の方から同意(署名)をもらってください。**

注意
事項

第2子以降の出生等により、養育するお子様が増えたときには追加申請が必要です。
この現況届では申請はできませんので、別途『**児童手当認定(額改定)請求書**』をご提出ください。(区HPから様式をダウンロードして、郵送提出することができます)

お問い合わせ先

児童手当現況届につきましては江戸川区ホームページにてご確認ください。

※通信料がかかる場合があります。



◀ 児童手当現況届特設サイト
(区ホームページ)

児童手当AIチャットボット▶
24時間365日
疑問にお答えします



江戸川区 子ども家庭部
児童家庭課 手当助成係

TEL 03-5662-0082(直通)

平日 8:30～17:00